（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　前条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（以下この条において「新沖縄復帰国税関係政令」という。）第七十二条第七項第一号及び第八十七条第一項第一号の規定は、施行日以後に提出する新沖縄復帰国税関係政令第七十二条第七項又は第八十七条第一項の申請書について適用し、施行日前に提出した前条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第七十二条第七項又は第八十七条第一項の申請書については、なお従前の例による。

（電源開発促進税法施行令の一部改正）

第二十七条　電源開発促進税法施行令（昭和四十九年政令第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「名称及び住所」を「名称、住所及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。第五条第一項第一号及び第三項第一号において同じ。）」に改める。

第五条第一項第一号及び第三項第一号中「及び住所」を「、住所及び法人番号」に改める。

（電源開発促進税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　前条の規定による改正後の電源開発促進税法施行令（次項において「新電源開発促進税法施行令」という。）第三条第一号の規定は、施行日の属する月分（施行日が月の初日でないときは、施行日の属する月の翌月分）以後の月分の電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第七条第一項の申告書について適用し、施行日の属する月の前月分（施行日が月の初日でないときは、施行日の属する月分）以前の月分の同項の申告書については、なお従前の例による。

2　新電源開発促進税法施行令第五条第一項第一号及び第三項第一号の規定は、施行日以後に提出する同条第一項又は第三項の書面について適用し、施行日前に提出した前条の規定による改正前の電源開発促進税法施行令第五条第一項又は第三項の書面については、なお従前の例による。

（石油石炭税法施行令の一部改正）

第二十九条　石油石炭税法施行令（昭和五十三年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第三条第一項第一号及び第四項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第十条第一項第一号、第三項第一号及び第四項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改め、同条第六項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人又は当該書類を税関長に提出する者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第七項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第十二条第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第十三条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改め、同条第二項第一号中「氏名」の下に「、個人番号」を、「含む」の下に「。以下この号において同じ」を、「価額」の下に「（個人番号を有しない者にあつては、住所、氏名、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定による相続分及び相続によつて得た財産の価額）」を加え、同項第三号中「あん分して」を「按分して」に改める。

第十四条第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第十五条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、第十三条第二項第一号中「氏名、個人番号」とあるのは「氏名」と、「含む。以下この号において同じ」とあるのは「含む」と、「価額（個人番号を有しない者にあつては、住所、氏名、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定による相続分及び相続によつて得た財産の価額）」とあるのは「価額」と読み替えるものとする。

第十六条第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項第一号中「氏名、個人番号」とあるのは「氏名」と、「含む。以下この号において同じ」とあるのは「含む」と、「価額（個人番号を有しない者にあつては、住所、氏名、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定による相続分及び相続によつて得た財産の価額）」とあるのは「価額」と読み替えるものとする。

第十六条第五項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第十九条第一項第一号及び第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改め、同条第四項第三号を同項第四号とし、同号を同項第三号とし、同項第一号中「申告者及び」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）

第十九条第五項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「提出者及び」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　提出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）

（石油石炭税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十条　前条の規定による改正後の石油石炭税法施行令（以下この条において「新石油石炭税法施行令」という。）第二条第一項第一号、第三条第一項第一号及び第四項第一号、第十条第一項第一号、第三項第一号、第四項第一号、第六項第一号及び第七項第一号、第十二条第二項第一号、第十四条第一号、第十六条第二項第一号及び第五項第一号並びに第十九条第一項第一号、第二項第一号、第四項第一号及び第五項第一号の規定は、施行日以後に提出する新石油石炭税法施行令第二条第一項、第三条第一項、第十条第一項若しくは第四項、第十二条第二項若しくは第十六条第二項の申請書、新石油石炭税法施行令第三条第四項若しくは第十条第六項若しくは石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十条第七項の書類、新石油石炭税法施行令第十条第三項若しくは第十九条第五項若しくは同法第二十条第三項の書面、新石油石炭税法施行令第十四条若しくは第十九条第一項若しくは第二項の申告書又は新石油石炭税法施行令第十六条第五項の届出書について適用し、施行日前に提出した前条の規定による改正前の石油石炭税法施行令（以下この項において「旧石油石炭税法